

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月20日

| | |
|---------|---------|
| 村 上 泰二郎 | 西 村 弥 子 |
| 前 住 孝 行 | 松 田 正 |
| 福 浜 隆 宏 | 藤 縄 喜 和 |
| 語 堂 正 範 | 東 田 義 博 |
| 入 江 誠 | 河 上 定 弘 |
| 鳥 羽 喜 一 | 前 田 伸 一 |
| 前 原 茂 | 坂 野 経三郎 |
| 浜 田 妙 子 | 尾 崎 薫 |
| 興 治 英 夫 | 伊 藤 保 |
| 川 部 洋 | 中 島 規 夫 |
| 広 谷 直 樹 | 島 谷 龍 司 |
| 斉 木 正 一 | 福 田 俊 史 |
| 内 田 博 長 | 内 田 隆 嗣 |
| 浜 田 一 哉 | 鹿 島 功 |
| 安 田 由 毅 | 銀 杏 泰 利 |
| 野 坂 道 明 | |

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>970,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>846,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>789,000円</u></p> <p>2・3 略</p> | <p>(議員報酬の額)</p> <p>第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議長 月額<u>960,000円</u></p> <p>(2) 副議長 月額<u>838,000円</u></p> <p>(3) 議員（前2号に掲げる者を除く。） 月額<u>781,000円</u></p> <p>2・3 略</p> |
| <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額<u>に100分の147</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額100分の145に相当する額<u>に100分の142</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間</p> |

の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。